

地方自治法 逐条研究

I

総則—直接請求

地方自治総合研究所編著

日本評論社

- (1) 国会議員の選挙においても、その選舉権の行使に当たっては、選挙人名簿登録要件としての三ヵ月の住所が必要とされる（公職選挙法第二一条第一項）が、いつたん名簿に登録されれば、その後他の市町村に住所を移してもそこで新たに選挙人名簿に登録されるまでの間は、国会議員選挙は旧住所地で行える。
- (2) 土井豊・佐野徹治『現代地方自治全集II・選舉制度』三五頁参照。ただし、この場合にも、国会議員の選挙の場合と同様に、選挙人名簿への登録は前住地の市町村においてなされており、住所を有しなくなつても四ヵ月間は抹消されていない（公職選挙法第二八条第一号）、投票は従前の市町村において行うことになる（同法第四四条第二項、同施行令第二九条第一項）。
- (3) 同右参照。
- (4) 杉村・室井『コンメンタル』一三一頁参照。

〔議員および長の被選挙権〕

- 第一九条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十歳以上のおのは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。**
- 2 日本国民で年齢満二十歳以上のおのは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。
 - 3 日本国民で年齢満二十歳以上のおのは、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。

〔本条の趣旨〕

本条は、普通地方公共団体の議会の議員および長の被選挙権に関する基本規定である。

〔本条の沿革〕

地方公共団体の議員と長の被選挙権ないし被選資格も、やはり旧制度下ではそれで何等かの規定を有していく。その統一は昭和二一年の第一次地方制度改訂において初めて達成された。したがつて、本条の沿革も、前条と同様な順序で、旧制度と現行制度について叙述を進めるることにする。

